

第6回

資源ごとに分けてまわす行動を優先する経済へ

株式会社リーテム エコマネジメントユニット 浦出陽子 氏

1. はじめに

本年8月に経済産業省が、「サーキュラーエコノミーをわかりやすく、行動しやすくするサイト」というサーキュラーエコノミー（循環経済）を親しみやすく解説し、循環型消費行動を促進するための情報発信を行うウェブサイト※を開設しました。ベストセラーの「科学漫画サバイバル」シリーズとコラボレーションした漫画「サーキュラーエコノミーのサバイバル」も同サイトで公開予定です（8月27日現在）。その循環型消費行動とは、「ものを買う」「ものを使う」「資源ごとに分ける」「資源をまわす」その結果生まれた「ものを買う」…というように、資源を循環させる行動のことと説明されています。今回は、「資源ごとに分ける」と「資源をまわす」二つの行動を促進するために導入された新しい法制度をご紹介します。

2. 「資源ごとに分ける」ための家庭ごみの分別回収方法のアップデート

まず「資源ごとに分ける」行動について、本年3月に、環境省が「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和7年3月一部改訂）」を発表し、家庭ごみの「標準的な分別収集区分」（図表1）を示しました。「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」の他に「循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収」という項目があり、以前より品目が拡充されています。例えば、製品プラスチック（プラスチック製の弁当箱やバケツ、CD、DVD等）や第4回で紹介したりチウム蓄電池とその内蔵品です。分別収集区分の標準化の目的は、分別収集品目の種類や量を増やすことと、焼却処理から資源循環へ一般廃棄物の処理システムを更新することです。現在は各市町村で分別収集区分が少しずつ異なりますが、これを標準化すると、中長期的には市区町村の垣根を越えてごみや資源を広域的に回収しやすくなり、回収量が増えて再資源化プロセスの効率化につながります。

皆さまの中には、「決められた曜日の時間まで家の中で分別保管する品目がさらに増えたら、またスペースが取られるなあ」と思われた方もいらっしゃるかもしれません。このようなデメリットへの対策として、環境省は分散型資源回収拠点の増設を促そうとしています。この分散型資源回収拠点とは、専用の施設等を設けて利用時間帯を広く設定し、住民がそこで多品目を排出できる回収方法です。住民にとってのメリットは、時間帯を選んで複数品目の不要物を一度に持ち込める、デメリットは施設まで運ばなければならない等です。一方、社会全体のメリットには、収集費用の増加を抑制できる、異物や危険物の混入防止など不要物を適切に管理できる等があります。

この制度が普及すると、各自治体のごみ処理施設の事情や住民の高齢化などの地域特性もありますが、従来のステーション回収や戸別回収と組み合わせ、分散型資源回収拠点で「循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収するもの」を最大限回収できるようになっていくでしょう。

■図表1.「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（令和7年3月一部改訂）」に示された標準的な分別収集区分

標準的な分別収集区分

循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収

プラスチック（ペットボトル、プラ製容器包装、製品プラ）、バイオマス（廃食用油、生ごみ、剪定枝）、古紙、紙製容器包装、繊維製品（衣類）、ガラス類（ガラスびん）、金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属（なべ、やかん等））、小型家電、リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品、その他専用の処理のために分別するごみ（スプレー缶、紙おむつ等）

粗大ごみ

燃やさないごみ

燃やすごみ

3.「資源をまわす」行動を促進する二つの法律

このように分別回収で増やした不要物を資源として循環させるには、不要物をリサイクルして再生材にし、再び製品にすることが必要です。前回、そのために動静脈連携が強化されるというお話をしました。政府が今まさに詳細を詰めているのが、動脈産業（製品のサプライチェーン）に働きかけるルールと静脈産業（再生材のサプライチェーン）に働きかけるルールを定める二つの法律です。

一つは再資源化事業等高度化法で、2024年5月に公布され、本年11月から本格施行される予定です。この法律は主として再資源化事業を行う企業（静脈産業）を対象としており、リサイクルの効率性や再生材の品質の向上と安定供給を進める内容になっています。もう一つは資源有効利用促進法で、本年2月に一部改正案が閣議決定されました。この法律は主として製品を製造する企業（動脈産業）を対象としており、今回の改正では、再生材の利用計画を立てて政府に進捗報告すること、設計段階で再生材の利用やリサイクルのしやすさなどを考慮すること等が求められています。

今後この二つの法制度に則って対象企業の事業活動が変化して動静脈連携が強化されると、図表2のように、資源の循環量が増え、天然資源の利用や廃棄物の埋立・焼却が減り、「資源をまわす」循環経済への移行が進むようにデザインされています。

ただし、再生材で製品をつくり、その製品をリサイクルしてまた再生材をつくるというように継続的に「資源をまわす」には、水平リサイクルの技術の確立が欠かせません。水平リサイクルとは、使用済みの製品を原料として再び同じ種類や同等の製品にリサイクルする方法です。例えば、ボトルtoボトルのペットボトルリサイクルが該当しま

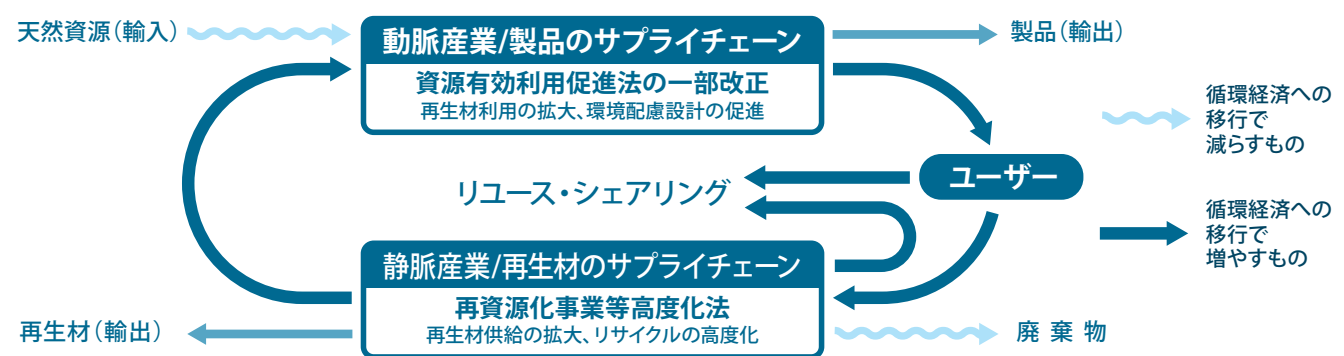
す。リサイクルの前と後でPET樹脂の品質を維持できるため、繰り返し循環利用することが可能です。しかし水平リサイクルには高い技術力と高いコストが必要になるため、現在主流のリサイクルは再生材を元の製品よりも品質の低い製品に利用する方法で、「カスケードリサイクル」と呼ばれます。リサイクルをするたびに再生材の品質劣化が進むので、循環する回数に限りがあります。そのため、継続的な資源循環には経済的な水平リサイクルを増やすことが必要で、再資源化事業等高度化法はそれも目的の一つとしています。

4. サステナブルな社会に向けて、資源ごとに分けてまわす行動を優先する経済へ

連載最終回は、家庭ごみの分別回収システムのアップデートと、継続的な資源循環を支える動静脈連携を促す二つの法律について概説しました。しかし実は、紙面の都合で紹介しきれなかった政策はまだあります。それは、政府が2024年12月に発表した「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」にリストアップされています。そのリストの中には、第1回に登場した「資源循環自治体フォーラム」や第4回で紹介した「使用済み太陽光パネルリサイクルの義務化」、第5回で例示した「自動車向け再生プラ市場構築」、製品を繰り返し長く使い続けるための「リユースやシェアリング市場の育成」等も含まれています。ご興味のある方は是非ご高覧ください。

全6回をお読みくださり、ありがとうございました。サステナブルな社会に向けて、資源循環を優先する経済における暮らしの変化とリサイクルの進化を、少しでもイメージしていただければ幸いです。

■図表2. 循環経済：資源を循環利用する経済活動



※経済産業省「サーキュラーエコノミーをわかりやすく、行動しやすくするサイト」
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/shigenjunkan/circular_economy/action/index.html

